

河川分科会
審議状況報告

社会資本整備審議会河川分科会の最近の審議状況について

1 河川分科会

(1) 審議状況

- 平成15年4月10日(木) 第10回河川分科会
・分科会長互選
・河川法第4条第1項の一級河川の指定等について
- 平成15年10月2日(木) 第11回河川分科会
・手取川等4水系の河川整備基本方針の策定について
- 平成16年1月26日(月) 第12回河川分科会
・河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか
 諮問について
 河川敷地の利用について
・阿武隈川等3水系の河川整備基本方針の策定について

(2) 今後の予定

- 平成16年4月9日(金) 第13回河川分科会
・河川法第4条第1項の一級河川の指定等について
・河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか
 改正の基本的考え方について

2 河川整備基本方針検討小委員会

河川整備基本方針を審議するため河川分科会に小委員会を設置。

(1) 審議状況

- ・手取川、櫛田川、肱川及び筑後川の審議
 平成15年6月23日(月) 第5回河川整備基本方針検討小委員会
 平成15年7月18日(金) 第6回河川整備基本方針検討小委員会
- ・阿武隈川、五ヶ瀬川及び番匠川の審議
 平成15年11月5日(水) 第7回河川整備基本方針検討小委員会
 平成15年11月28日(金) 第8回河川整備基本方針検討小委員会

(2) 今後の予定

- ・石狩川、安倍川、芦田川及び遠賀川の審議
 平成16年3月17日(水) 第9回河川整備基本方針検討小委員会
 平成16年3月30日(火) 第10回河川整備基本方針検討小委員会
以後2回程度審議予定。

「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」について (平成16年1月26日諮問)

1 今回の見直しの趣旨

河川法第24条の占用許可の基準である河川敷地占用許可準則（建設事務次官通達。以下「準則」という。）は、河川敷地を公園等に利用したいという要請を背景に、昭和40年に現行の河川法が施行されたのを機会に制定された。その後、平成6年には、河川敷地の利用に対する需要の増大、多様化を踏まえ改正し、許可対象施設を増やすなど河川敷地利用の拡大を図った。これに引き続き平成8年の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」を踏まえ、平成11年に改正した。

しかしながら、その後も都市再生における河川空間の活用、地域再生の動き等を踏まえ河川敷地の多様な利用についての要望がある。これを踏まえ、次について検討し、河川敷地利用に関する規制緩和のより一層の推進を図る必要がある。

- ・ 河川敷地の適正かつ多様な利用を推進すること
- ・ 包括占用許可制度（市町村が占用の許可を受けた後に河川敷地の具体的利用方法を決定できる占用）の活用を推進すること

また、今通常国会に提出されている景観法に対する整合性についても、整理する必要がある。

2 審議の内容

第一回目の分科会では、現在の準則の仕組み及び運用の実態等について説明を行うとともに、河川管理者から提出された、これまでの占用許可申請等の状況を踏まえた河川敷地の占用についての提案を基にして、河川敷地の利用について幅広くご審議いただいた。

3 今後の予定

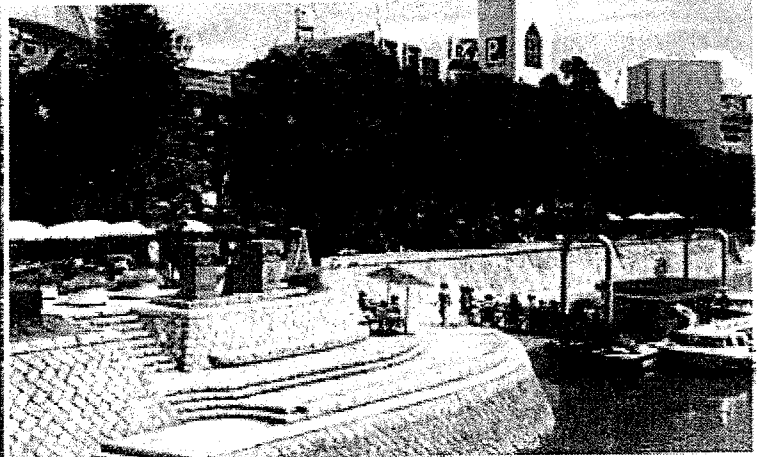
四回程度ご審議していただいた後、社会資本整備審議会の答申をいただき、この内容を踏まえ準則を見直すこととしている。

【江戸川における占用例】



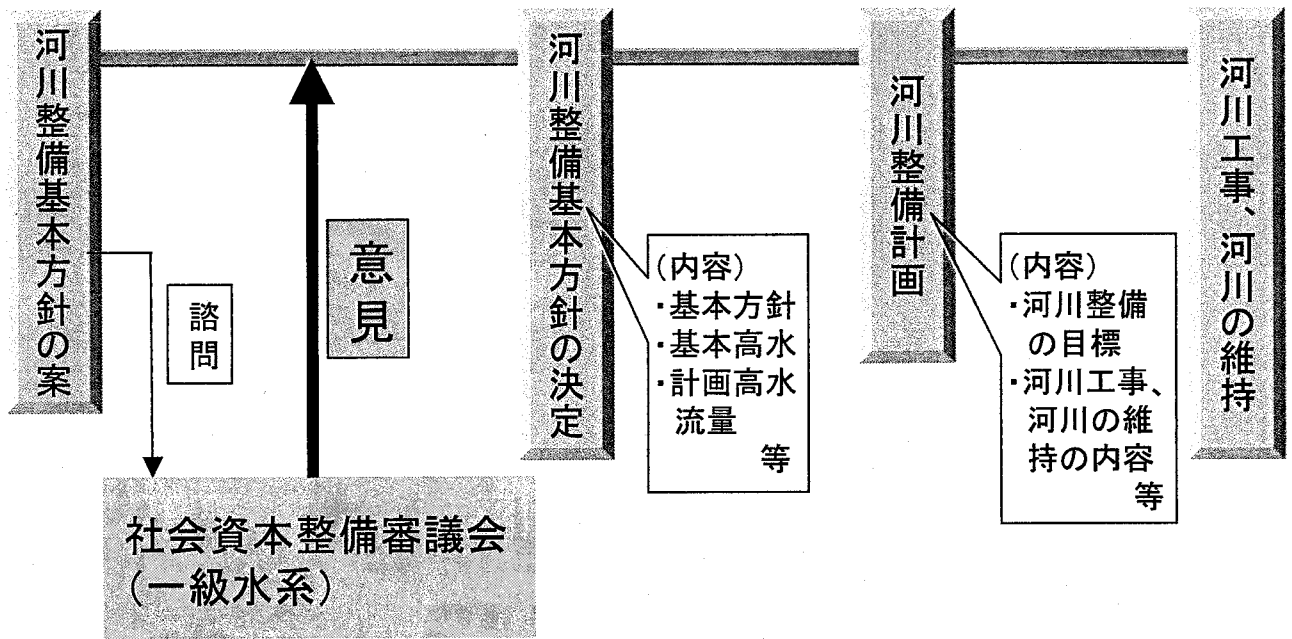
小岩菖蒲園（公園）

【元安川（広島市）における占用例】



元安川船着場

河川整備基本方針の策定について



河川整備基本方針(1級水系)

策定済み: 23水系

